

宅地建物取引業大臣免許申請の手引き

令和6年1月25日
近畿地方整備局

主たる事務所を近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県若しくは和歌山県）に設置し、2以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を行う場合（新規）、近畿地方整備局管内の都道府県知事の免許を受けた者が2以上の都道府県の区域内に事務所を設置してその事業を行う場合（免許換え新規）及び近畿地方整備局より大臣免許を受け引き続き宅地建物取引業を営もうとする場合（更新）においては、本手引きに従って申請書を作成して下さい。

問い合わせ先： 建設部建設産業第二課 宅建業免許担当 06-6942-1141

1. 免許申請にあたって

1-1. 免許を受けられない場合

免許を受けようとする者が宅地建物取引業法第5条第1項に規定する欠格要件の一に該当する場合、又は免許申請書若しくはその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けている場合は免許拒否を行います。さらに、更新申請の場合で前免許の有効期間中であれば、免許の取消しを行うこととなります。

5年間免許を受けられない場合の例（宅地建物取引業法第5条）

- ・ 免許の不正取得、情状が特に重い不正行為又は業務停止処分違反をして免許を取り消された場合
- ・ 免許の不正取得、情状が特に重い不正行為又は業務停止処分違反をした疑いがあるとして聴聞の公示をされた後、廃業の届出を行った場合
- ・ 申請者、役員及び政令使用人が、禁固以上の刑又は、宅地建物取引業法違反若しくは暴力行為等により罰金の刑に処せられた場合
- ・ 免許の申請前5年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をした場合
など

その他の免許を受けられない場合の例（宅地建物取引業法第5条）

- ・ 申請者、役員及び政令使用人が、精神の機能の障害により宅地建物取引業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者又は破産手続開始決定を受けて復権を得ない者である場合
- ・ 宅地建物取引業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかである場合
- ・ 事務所に設置すべき専任の宅地建物取引士の数を充足していない場合

1 - 2. 審査にかかる期間

審査にかかる標準処理期間は、近畿地方整備局に当該申請が到達した日の翌日から起算して90日間です。ただし、申請書類において修正や追加の資料が必要となり、当方からの修正等の依頼から、それが完了するまでに要した期間を除きます。

1 - 3. 申請手数料

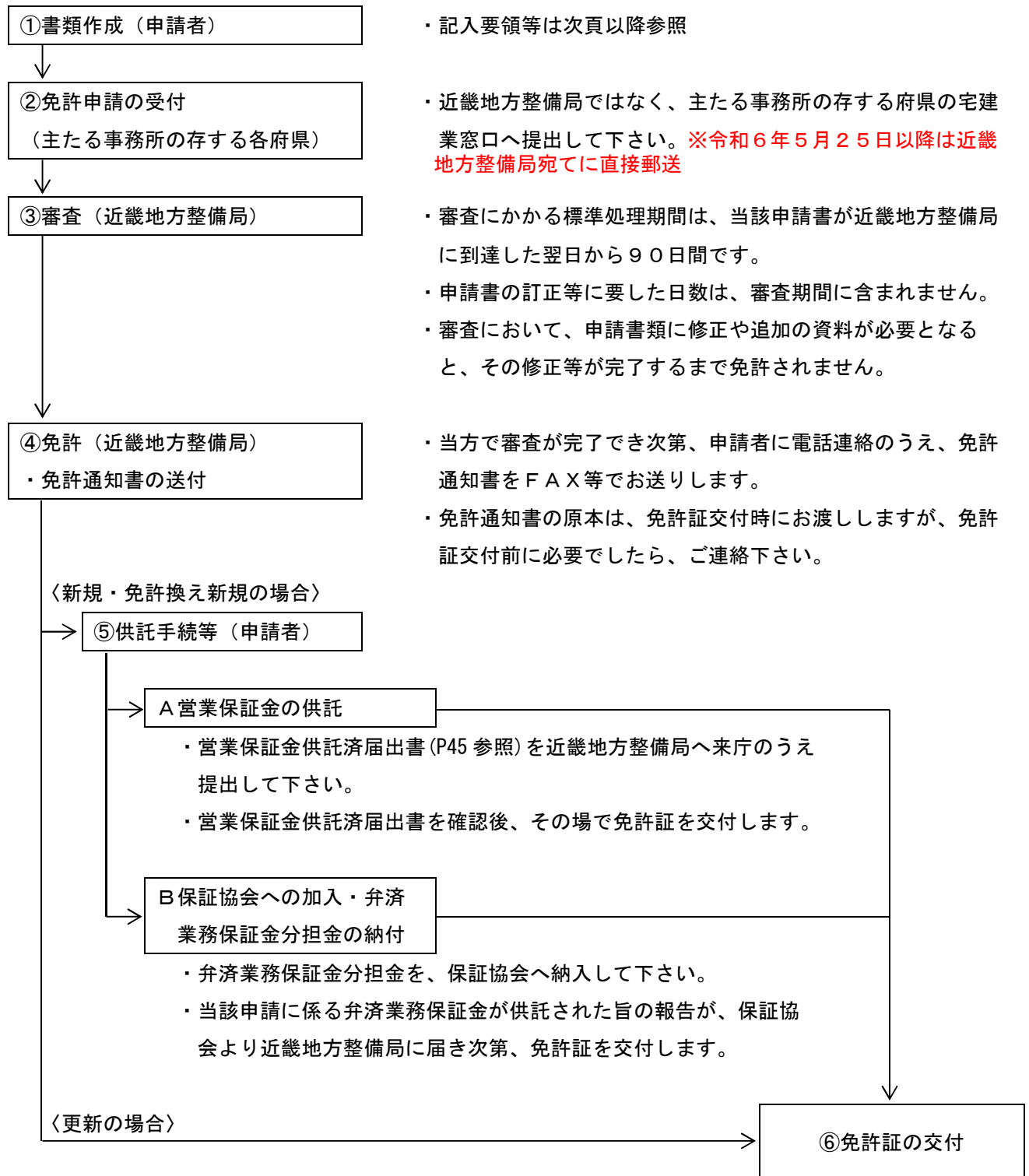
大臣免許申請

区分	登録免許税 (9万円)	収入印紙 (3万3千円)
新規	○	—
免許換え新規(知事→大臣)	○	—
更新	—	○

※ 登録免許税は、国税収納を取扱う金融機関にて、東税務署あて登録免許税として9万円を納付し、その領収書原本を貼付すること。詳細はP8参照。

※ 収入印紙は都道府県の証紙と異なりますので注意願います。

2. 免許の申請手続について



3. 免許申請に必要な書類

3-1. 免許申請（新規・免許換え・更新）に必要な書類の一覧

順 番	書 類 の 名 称	書類の要否		記載例等 ページ
		法人	個人	
1	免許申請書 (第一面～第五面)	○	○	7
2	相談役及び顧問 (添付書類4・第一面) 100分の5以上の株主又は出資者 (添付書類4・第二面)	○	×	14
3	略歴書 (添付書類6)	○	○	17
4	法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	○	×	21
5	宅地建物取引業経歴書 (添付書類1)	○	○	21
6	貸借対照表及び損益計算書	○	×	25
7	資産に関する調査 (添付書類7)	×	○	28
8	法人税 (法人の場合) の納税証明書 納税証明書 (その1) 所得税 (個人の場合) の納税証明書 納税証明書 (その1)	○	○	30
9	誓約書 (添付書類2)	○	○	30
10	専任の宅地建物取引士設置証明書 (添付書類3)	○	○	32
11	宅地建物取引業に従事する者の名簿 (添付書類8)	○	○	34
12	事務所を使用する権原に関する書面 (添付書類5)	○	○	36
13	事務所付近の地図	○	○	38
14	事務所の写真	○	○	40
15	事務所のフロア図	○	○	42
16	代表者の住民票抄本	×	○	44
17	身分証明書及び登記されていないことの証明書 (それらに代わる書面を含む)	○	○	44
該 当 す る 場 合 の み	専任の宅地建物取引士の非常勤証明及び誓約書 (見本1、見本2)			17
	過去1年以上にわたり宅地建物取引の実績がない場 合の理由の申立書記載例 (見本3)			21
	第一決算期見到来により、財務諸表及び納税照明書 を提出できない場合の理由書記載例 (見本4)			25
	第一決算期未到来により、財務諸表の提出ができな い場合の開始貸借対照表記載例 (見本5)			25
	営業保証金供託済届出書			45
	※免許証の郵送による交付を希望する場合。 返信用封筒 (440分の切手を貼付した角2封筒)	返信先住所を記載のこと		

3-2. 免許申請書類の作成にあたって全般的な注意事項

1. 申請書類の提出部数は、正本1部、副本（正本の写し）1部の合計2部必要です。
（受付印の受領を希望する場合には、上記に加えて申請書類の鏡1枚と普通郵便用の切手を貼付けた返信用封筒を同封してください。）
令和6年5月24日以前については、提出する府県によって、更に副本が必要な場合がありますので、各府県窓口にご確認下さい。
2. 申請書は、「2-1. 免許申請に必要な書類の一覧」に記載された順にならべて、ホッチキスで綴じずに、クリップ等で留めて提出してください。
3. 添付書類中、官公庁が発行する証明書類等は、免許申請書受付日から3ヶ月以内のものに限ります。
4. 審査にあたり、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
また、申請内容を確認するため、事務所調査をすることがありますので、必ず連絡のつく電話番号を記入してください。
5. 免許番号の指定や変更はできません。
6. 更新の際は、事前に「宅地建物取引業者名簿」（近畿地方整備局にて閲覧可）を確認する等、申請内容を精査の上、作成してください。
7. 免許申請書類は、宅地建物取引業法第10条により、一般消費者等の閲覧に供していますので、正確かつ丁寧な記入を願います。
8. 各様式の記入例及び説明をご確認の上、作成してください。
9. 様式内の「*」印の欄は記入不要です。
10. 黒色のボールペンで記入するか、または印字により作成してください。
11. 申請書の押印は不要です。

◎ 代表者又は個人に関する事項

役名コード	0:1	登録番号	8:8	-	1:1:1:1:1:1			
フリガナ	コクト	コウツウ	タロウ					
氏名	国土交通	太郎						
生年月日	S	-	2:2	年	0:2	月	0:2	日

<記載例>

- ※1 「役名コード」欄は、法人申請のみ記入すること。
- ※2 「登録番号」欄は、従事者か否かにかかわらず、宅地建物取引士は必ず記入すること。
- ※3 「フリガナ」欄は、カタカナで左詰めで記入し、濁点・半濁点は1文字として記入すること。
- ※4 「生年月日」欄の最初の欄は年号の略号を記入すること。
M：明治、T：大正、S：昭和、H：平成、R：令和
- ※5 申請書に記入する各種コードについては、次頁（「3-3 コード表」）をご確認下さい。

3-3 コード表

都道府県コード

00	国土交通大臣	17	石川県知事	33	岡山県知事	51	北海道知事（石狩）
02	青森県知事	18	福井県知事	34	広島県知事	52	北海道知事（渡島）
03	岩手県知事	19	山梨県知事	35	山口県知事	53	北海道知事（檜山）
04	宮城県知事	20	長野県知事	36	徳島県知事	54	北海道知事（後志）
05	秋田県知事	21	岐阜県知事	37	香川県知事	55	北海道知事（空知）
06	山形県知事	22	静岡県知事	38	愛媛県知事	56	北海道知事（上川）
07	福島県知事	23	愛知県知事	39	高知県知事	57	北海道知事（留萌）
08	茨城県知事	24	三重県知事	40	福岡県知事	58	北海道知事（宗谷）
09	栃木県知事	25	滋賀県知事	41	佐賀県知事	59	北海道知事（網走）
10	群馬県知事	26	京都府知事	42	長崎県知事	60	北海道知事（胆振）
11	埼玉県知事	27	大阪府知事	43	熊本県知事	61	北海道知事（日高）
12	千葉県知事	28	兵庫県知事	44	大分県知事	62	北海道知事（十勝）
13	東京都知事	29	奈良県知事	45	宮崎県知事	63	北海道知事（釧路）
14	神奈川県知事	30	和歌山県知事	46	鹿児島県知事	64	北海道知事（根室）
15	新潟県知事	31	鳥取県知事	47	沖縄県知事		
16	富山県知事	32	島根県知事				

役名コード

01	代表取締役（株式会社）	05	社員（合名会社）	10	共同代表（商法 188-2-9）	14	執行役（株式会社）
02	取締役（株式会社）	06	無限責任会社（合資会社）	11	相談役	15	会計参与
03	監査役（株式会社）	07	理事	12	顧問	09	その他
04	代表社員（合名会社）	08	監事	13	代表執行役		

※代表取締役が複数存在するときには、そのすべての者について「01」を記入すること。

協同組合等の代表理事は、「01」を記入すること。

兼業コード

01	農業	05	建設業	09	卸売・小売業、飲食店	13	サービス業
02	林業	06	製造業	10	金融、保険業	14	その他
03	漁業	07	電気、ガス、熱供給、水道業	11	不動産賃貸業	50	兼業なし
04	鉱業	08	運輸、通信業	12	不動産管理業		

所属団体コード

01	（一社）マンション管理業協会	09	（一社）日本ビルディング協会連合会の会員である各協会	12	その他の不動産業関係団体
04	（公社）全国宅地建物取引業協会連合会の会員である各協会			13	（一社）全国住宅産業協会又はその会員である各協会
		10	（一社）不動産協会		
05	（公社）全日本不動産協会	11	（一社）不動産流通経営協会	50	所属団体なし

3-4. 各書類の注意事項と記載例

1. 免許申請書

免許申請書は、第一面から第五面からなります。第一面は免許申請書表紙として、申請者の社名、所在及び代表者の氏名等を記載して頂きます。第二面は役員に関する事項を記載。第三面は事務所、政令第2条の2で定める使用人及び専任の宅地建物取引士について記載。第四面は、第三面に専任の宅地建物取引士を記載しきれなかった場合に、専任の宅地建物取引士について記載。第五面は、登録免許税の領収書原本及び収入印紙を貼付する台紙となります。

下記事項にご注意頂き、記載例に従いご記入下さい。

1. 「第一面」について

- ア. 所在地には、ビル名及び室番号まで記入すること。
- イ. 代表者が宅地建物取引士である場合は、「登録番号」は必ず記入すること。
- ウ. 「商号」及び「資本金の額」は、法人の登記事項証明書と一致させること。

2. 「第二面」について

- ア. 申請者が法人の場合のみ記入すること。なお、有限会社等で取締役が代表取締役1名の場合など該当者がいないときは、右肩余白に「該当なし」と記入すること。
- イ. 法人の登記事項証明書に役員と記載されている者は全て記載すること。ただし、「第一面」項番12に代表者として記入した者については、記入しないこと。
- ウ. 「登録番号」欄には、宅地建物取引士である場合は必ず記入すること。

3. 「第三面」について

- ア. 「第三面」は、事務所ごとに記入すること。
- イ. 本店の所在地は、法人の登記事項証明書の記載に合致させること。また、従たる事務所を支店に開設している場合、その支店の所在地は法人の登記事項証明書の記載に合致させること。
- ウ. 「所在地」欄の上段には、行政区単位の「市区町村」名のみを記入すること。住所の「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ「-」（ハイフオン）で省略し、上段から左詰めで記入すること。
- エ. 「電話番号」欄は、「市外局番」、「市内局番」及び「番号」をそれぞれ「-」（ハイフオン）で区切り、上段から左詰めで記入すること。
- オ. 「従事する者の数」は、「宅地建物取引業に従事する者の名簿」（添付書類8）に記入した数と一致させること。
- カ. 主たる事務所の政令第2条の2で規定する使用人が、「第一面」項番12に記入した代表者の場合は記入不要。ただし、代表者が事務所に常駐しない場合等は、政令第2条の2で規定する使用人を設置し、項番31に記入すること。

4. 「第四面」について

- ア. 「第三面」に記入できないときは、「第四面」を使用すること。それ以外の場合は、添付不要。

5. 「第五面」について

ア. 新規申請・免許換え新規申請の場合

国税収納を取扱う金融機関にて、大阪国税局東税務署あてに登録免許税として 9 万円を納付し、その領収書原本を貼付すること。

※納付の方法については、当サイト内（別頁）の案内をご覧ください。

イ. 更新申請の場合

収入印紙 3 万 3 千円分を貼付けする（消印無効）。都道府県の証紙とは異なるので注意。

日付は必ず記載すること!

(A4)
1 1 1 0

免 許 申 請 書

(第一面)

宅地建物取引業法第4条第1項の規定により、同法第3条第1項の免許を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

〇〇年〇〇月〇〇日
近畿地方整備局長 殿

商号又は名称 株式会社国土交通プランニング
郵便番号 〒540-8841
主たる事務所の所在地 大阪府中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同ビル1階101号室
氏名 代表取締役 国土交通 太郎
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 06-6942-1141
ファクシミリ番号 06-6942-1141

◎ ビル名及び室番号まで記載すること。

◎ 最初の2桁
* 免許換えの場合は都道府県コード
* 更新の場合は"00"を記載
※都道府県コード表参照
◎ ()内は更新前の免許の回数を記載すること。
◎ 後は免許番号を記載すること。

※更新及び免許換えの場合のみ記載すること。

◎ 都道府県コード

◎ 免許番号(右詰)

◎ 記入不要 (有効期間: 〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 〇〇年〇〇月〇〇日)

免許の種類	1. 新規	2. 免許換え新規	3. 更新
2			
免許換え後の免許権者コード	00		
免許証番号	国土交通大臣 () 第	号	
免許年月日	平成 年 月 日		
有効期間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで	

◎ 法人は履歴事項全部証明書の通り記載すること。
* 「・」、「、」等も明確に記載すること。

項番 11

◎ 商号又は名称

フリガナ カ フ シ キ カ イ シ ャ コ ク ト コ ウ ツ ウ フ
ランニング

商号又は名称 株式会社国土交通プランニング

法人・個人の別 1. 法人 2. 個人

確認欄

◎ 都道府県コード、役名コード(役名コード表参照)を記載すること。
◎ 法人で複数代表制(代表取締役が2名以上)の場合は、申請人である代表者を記載すること。他の代表者は第二面に記載すること。

◎ 役名コード

◎ 都道府県コード

◎ 記載しない!

◎ 宅地建物取引士番号(右)

◎ 姓と名の間を一字空ける

◎ 代表者又は個人に関する事項

12

役名コード 01

登録番号 88-11111111

フリガナ コ ク ト コ ウ ツ ウ フ タ ロ ウ

氏名 国 土 交 通 太 郎

生年月日 S-22年02月02日

◎ 所属団体コード(所属団体コード参照)を記載すること。
* 新規申請時は記入不要。
* 団体名、加入日も記載すること。
* 所属団体がない場合は"50"を記載するとともに"所属団体なし"を記載すること。

◎ 宅地建物取引業以外に行っている事業がある場合にはその種類

13

兼業コード 05 建設業

11 不動産賃貸業

14 マンション管理業

所属団体コード 01 (一社) マンション管理業協会 (加入: 平成〇〇年〇〇月〇〇日)

05 (公社) 全日本不動産協会 (加入: 昭和〇〇年〇〇月〇〇日)

10 (一社) 不動産協会 (加入: 昭和〇〇年〇〇月〇〇日)

11 (一社) 不動産流通経営協会 (加入: 昭和〇〇年〇〇月〇〇日)

◎ 資本金(千円) 2000000

◎ 兼業コード(兼業コード参照)を記載すること。
* 業種名も記載すること。
* 兼業がない場合は"50"を記載するとともに"兼業なし"も記載すること。

◎ 商号又は名称
「フリガナ」の欄及び「商号又は名称」の欄については、上段より左詰で記載すること。濁点、半濁点は一字とする。
◎ 氏名について
漢字は身分証明書の字体で記載すること!

登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄

(消印してはならない)

◎ **新規申請・免許換え申請の場合**

大阪国税局東税務署へ**登録免許税9万円**を納付し、その**領収証書原本**を貼付する。

※納付の方法については、当サイト内(別頁)の案内をご参照下さい。

◎ **更新申請の場合**

収入印紙3万3千円分を貼付する(**消印無効**)。

※ 都道府県の証紙とは異なるので注意。

2. 「相談役及び顧問（第一面）」並びに「100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者（第二面）」について（添付書類4）

1. 法人のみ記入し、個人は添付不要。

2. 該当者がいない場合は、用紙右上に「該当なし」と記入し添付すること。

◎ この面は、法人のときのみ記載すること。
 ◎ 該当者がいないときは、用紙右上に「該当なし」と記載し、添付すること。
 ◎ 書ききれないときは、同じ用紙に追加記載すること。

1 6 0

100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者（法人の場合）

◎ 都道府県コード

受付番号
*

--	--	--	--

8 8

申請時の免許証番号

(1) 8 8 8 8 8 8 8

◎ 免許番号(右詰)

◎ 該当者ないときでも免許番号は記載すること。

◎ 姓と名の間を一文字空けること。

項番

5 2

フリガナ	コク トウ コウ ツウ タロウ
氏名又は名称	国 土 交 通 太 郎
生年月日	S - 2 2 年 0 2 月 0 2 日
保有株式の数 (出資金額)	500 株 (円) 割合 50.0 %
市区町村コード	2 7 0 0 0 8 大阪 都道府県 大阪 市 郡区 大正
住所又は所在地	三軒家東 5 - 6 - 4

◎ 行政区単位まで上段に記載すること。
以降は下段に記載する。
政令市は「区」まで、その他の市は「市」まで、町・村は「町・村」まで記載すること。

◎ 住所番号「丁目」、「番」及び「号」をそれぞれ「-」で区切り、上段から左詰で記載すること。

H29.4.1より市区町村コードが6桁になっています。

5 2

フリガナ	アスカ イチロウ
氏名又は名称	飛 鳥 一 郎
生年月日	H - 0 1 年 0 1 月 0 1 日
保有株式の数 (出資金額)	300 株 (円) 割合 30.0 %
市区町村コード	2 9 4 0 2 1 奈良 都道府県 高市 市 郡区 明日香
住所又は所在地	大字平田 5 3 8

◎ 株式会社の場合
保有株式数 ÷ 発行済株式総数 × 100 = 割合 (%)

◎ 個人の場合
出資金額 ÷ 出資総額 × 100 = 割合 (%)

※小数点第一位まで記載すること(小数点第二位を切捨)

H29.4.1より市区町村コードが6桁になっています。

5 2

フリガナ	カフ シキカ イシヤ オオサカフト ウサン
氏名又は名称	株 式 会 社 大 阪 不 動 産
生年月日	- 年 月 日
保有株式の数 (出資金額)	100 株 (円) 割合 10.0 %
市区町村コード	2 7 2 0 7 8 大阪 都道府県 高槻 市 郡区
住所又は所在地	京口町 1 2

◎ 株主が法人のときは、記載不要。

5 2

フリガナ	
氏名又は名称	
生年月日	- 年 月 日
保有株式の数 (出資金額)	株 (円) 割合 %
市区町村コード	都道府県 市 郡区
住所又は所在地	

3. 略歴書（添付書類6）について

1. 作成が必要な人（同一人が二職以上を兼任する際は1枚で可）

- ア. 代表者
- イ. 役員（監査役や社外取締役、社外監査役を含む）
- ウ. 代表執行役（委員会設置会社の場合）
- エ. 執行役（委員会設置会社の場合）
- オ. 政令第2条の2で規定する使用人
- カ. 専任の宅地建物取引士
- キ. 相談役及び顧問
- ク. 理事（組合等の場合）
- ケ. 監事（組合等の場合）

2. 役員の就退任日は、法人の登記事項証明書の記載に合致させること。

3. 電話番号は、免許をうけた宅地建物取引業者の所在地を確知できないとき、宅地建物取引業法第67条に基づき免許を取り消すに際して、その宅地建物取引業者の所在（法人である場合においては、その役員の所在）を確認するために必要となるため、必ず記載すること。

4. 職名には宅建業における職名を記載し、当該者が政令使用人及び専任の宅地建物取引士の場合は、当該者が所属する事務所名を記載すること。

5. 略歴書下段の誓約日は、最終職歴就退任以降かつ申請書提出日の3ヶ月以内の日付で記載すること。

6. 専任の宅地建物取引士が他法人の非常勤役員を兼務している時は、常勤できることが確認できる書類（他法人の非常勤職員証明書（見本1参照）及び誓約書（見本2参照））を添付すること。

7. 代表者、政令第2条の2で規定する使用人及び専任の宅地建物取引士が住民票に記載された住所に居住していない場合は、住所と居住しているところ（居所）双方併記すること。代表者及び政令第2条の2で規定する使用人については契約を締結する権限の行使に支障がないか、専任の宅地建物取引士については常勤性に問題が無いか確認させていただきます。

また、居所が確認できる書類として、当該者の氏名が記載された居所の賃貸契約書（写）若しくは免許申請受付日から3か月以内に発行された当該者の氏名及び居所が記載された公共料金の請求書又は領収書（写）を添付すること。

日付は必ず記載すること!

(A4)

◎ 氏名については、身分証明書の字体で記載すること。

添付書類 (6)
略 歴 書

◎ 現住所と住民票上の住所が異なる場合、2段書きにすること。また、居所を証する書類を添付すること。

住 所	(居所) 福井県福井市成和1-3117 (住所) 大阪府城東区今福西2-12-35 電話番号 (06)-6932-142		
(フリガナ) 氏 名	タッケン ジロウ 宅建 次郎	生年月日	昭和28年8月8日
職 名	福井支店 政令使用人及び専任の取引士	登録番号	88-333333
◎ 就職又は就任年月日	期間	従事した職務の内容	
	自 昭和46年 4月 1日 至 昭和56年 3月 31日	建設不動産(株)に勤務 営業業務に従事	
◎ 退任又は退職年月日	自 昭和50年 4月 1日 至 昭和56年 3月 31日	同上 専任の取引主任者に就任	
	自 昭和56年 4月 1日 至 昭和57年 3月 31日	無職	
	自 昭和57年 4月 1日 至 平成14年 3月 31日	(株)建設プランニング本店に勤務 営業業務に従事 (H13.4.1社名変更 (株)国土交通プランニング)	
	自 昭和60年 4月 1日 至 平成14年 3月 31日	同上 本店の専任の取引主任者に就任	
	自 平成14年 4月 1日 至 平成16年 3月 31日	同上 取締役就任(非常勤)	
	自 平成15年 3月 31日 至 現在	(株)建設産業不動産 取締役就任(非常勤)	
	自 平成16年 4月 1日 至 現在	(株)国土交通プランニング 取締役就任(常勤) 福井支店の政令使用人に就任	
	自 平成28年 4月 1日 至 現在	福井支店の専任の取引士に就任	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		

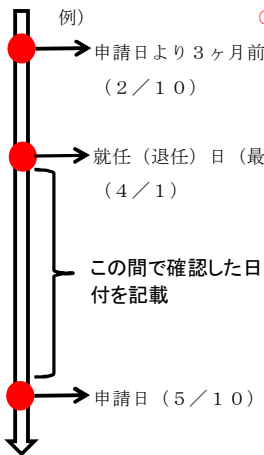
◎ 電話番号は必ず記載すること。

◎ 宅地建物取引士の場合には必ず記載すること。

◎ 今回の申請に係る宅建業における職名を記載すること。政令使用人及び専任の宅地建物取引士の場合は、当該者が所属する事務所名を記載すること。

◎ 専任の宅地建物取引士の場合で、他法人の非常勤役員である場合は、「非常勤である証明書(見本1)」及び「誓約書(見本2)」を添付すること。

上記のとおり相違ありません。



例) ○○年○○月○○日

氏 名 宅建 次郎

◎ 最終職歴就退任以降の日付で、また申請書提出日の3ヶ月以内の日付で記載すること。

◎ 職歴には日付を記載する時点での職歴までを記載し、**就任予定のものは記載しないこと。**

◎ 氏名については、身分証明書の字体で記載すること。

証 明 書

下記の者は、当社の非常勤職員であることを証明します。

記

1 氏 名 宅建 次郎

2 職 名 非常勤の取締役

◎ 日付を記入すること。

〇〇年〇〇月〇〇日

所 在 地 大阪市北区〇〇町〇—〇—〇

商号（名称） 株式会社建設産業不動産

代表者氏名 代表取締役 国土交通 太郎

近畿地方整備局長 殿

誓約書

私は、株式会社国土交通プランニング福井支店の専任の宅地建物取引士として、常駐勤務することを誓約します。

記

◎ 本店又は支店名等も
記入すること。

◎ 日付を記入すること。

〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 大阪市城東区今福西2-12-35
氏 名 宅建 次郎

近畿地方整備局長 殿

4. 法人の登記事項証明書について

1. 「履歴事項全部証明書」の原本を添付すること。
※登記情報提供サービスを用いて印刷したものは不可。
2. 申請書提出日の3ヶ月以内に発行されたものを添付すること。
3. 組合などの法人については、役員の就任事実の確認できる理事会・総会等の議事録（写）を添付すること。
4. 登記内容と申請書記載事項とを確認してください。

商号の記載は合致しているか。	第一面 項番 11
本店所在地の記載は合致しているか。	第三面 項番 31
資本金額の記載は合致しているか。	第一面 項番 13
目的欄に宅建業を営む旨の記載があるか。	
役員の就退任日の記載は合致しているか。	添付書類 6 略歴書
従たる事務所を支店に開設している場合、所在地は合致しているか。	第三面 項番 31 従たる事務所

5. 宅地建物取引業経歴書（添付書類 1）について

1. 期限切れ又は廃業後5年以内の新規申請の場合は、前免許期間中の実績を記入すること。
2. 実績の記載は、左側の列が古い実績、右側の列が新しい実績となるようにすること。
3. 過去1年以上にわたり宅地建物取引の実績がない場合は、その理由を記した書面を提出すること（見本3参照）。
4. 免許換え新規申請及び更新申請の場合は、申請直前5年間の事業年度分を記載すること。決算期の変更がある場合は、添付書類（1）第1面及び第2面それぞれ1枚追加するなどして、5年間以上の実績を記載すること。

添付書類(1)

(第一面)

宅地建物取引業経歴書

◎ 新規:「新規」と記入すること。
更新:最初の免許年月日と免許権者を記入すること。

◎ 新規:記入不要
更新:免許換え、商号変更及び法人の合併等があった場合、その年月日とその旨を記入すること。

1. 事業の沿革

最初の免許	組 織 変 更				
S〇年〇月〇日	H〇年〇月〇日	R〇年〇月〇日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
〇〇県	大臣免許	(株)建設プランニングより商号変更			

2. 事業の実績

イ. 代理又は媒介の実績

期間	平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの1年間		平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの1年間		平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの1年間		平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの1年間		平成〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの1年間	
	売買・交換	貸借	売買・交換	貸借	売買・交換	貸借	売買・交換	貸借	売買・交換	貸借
宅地	件数	10		5		5		10		5
	価額(千円)	500,000		150,000		200,000		500,000		150,000
	手数料	15,000		4,500		6,000		15,000		4,500
建物	件数		30		20		20		30	20
	価額(千円)									
	手数料		45,000		2,400		3,000		4,500	2,400
建宅地及物	件数	5		8		10		5		8
	価額(千円)	400,000		600,000		600,000		400,000		600,000
	手数料	12,000		18,000		18,000		12,000		18,000
合 計	件数	15 0	30	13 0	20	15 0	30	15 0	30	13 0
	価額(千円)	900,000		750,000		800,000		900,000		750,000
	手数料	27,000 0	45,000	22,500 0	2,400	24,000 0	4,500	27,000 0	4,500	22,500 0

◎ 期間の欄は、
新規:記入不要
更新:申請直前5年間の事業年度ごとに記載すること。

○ 法人
定款に定められている事業年度を1期とする(決算期変更のため、5年間で5期以上の時は、同じ様式により追加記載する。)
○ 個人
1月1日から12月31日までを1年間とする。

※ 直近1年間の期間は、「貸借対照表及び損益計算書」、又は「法人税及び所得税の納税証明書」の期間と必ず一致させること。

備 考

- 1 新規に免許を申請する者は、「最初の免許」の欄に「新規」と記入すること。
- 2 「組織変更」の欄には、合併又は商号若しくは名称の変更について記入すること。
- 3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。
- 4 「売買・交換」の欄には、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入すること。

- ◎ 「価額」及び「手数料」は、消費税額を除いた額を千円単位で記入すること(千円未満は切り捨て)。
- ◎ 「宅地及び建物」の欄は、いわゆる土地付き住宅について記載すること。
- ◎ 「イ. 代理又は媒介」と「ロ. 売買・交換」(第二面)と分けて記載すること。
- ◎ 期限切・廃業後5年以内の新規申請は、前免許時の実績を記載すること。
- ◎ 実績が1年以上ないときは、「申立書」(実績はないが、その間も宅建業を営んでいた旨の内容)を提出すること。

(第二面)

ロ. 売買・交換の実績

期間		平成○年○月○日から 平成○年○月○日までの 1年間	平成○年○月○日から 平成○年○月○日までの 1年間	平成○年○月○日から 平成○年○月○日までの 1年間	平成○年○月○日から 平成○年○月○日までの 1年間	平成○年○月○日から 令和○年○月○日までの 1年間	
売 却	宅 地	件数	8	6	15	8	6
		価額 (千円)	600,000	500,000	1,200,000	600,000	500,000
	建 物	件数					
		価額 (千円)					
	建 宅 地 及 び 物 び	件数	7	9	11	7	9
		価額 (千円)	700,000	1,100,000	1,200,000	700,000	1,100,000
合 計	件数	15	15	26	15	15	
	価額 (千円)	1,300,000	1,600,000	2,400,000	1,300,000	1,600,000	
購 入	宅 地	件数	10	5	20	10	5
		価額 (千円)	500,000	300,000	900,000	500,000	300,000
	建 物	件数					
		価額 (千円)					
	建 宅 地 及 び 物 び	件数	10	10	10	10	10
		価額 (千円)	700,000	600,000	600,000	700,000	600,000
合 計	件数	20	15	30	20	15	
	価額 (千円)	1,200,000	900,000	1,500,000	1,200,000	900,000	
交 換	宅 地	件数					
		価額 (千円)					
	建 物	件数					
		価額 (千円)					
	建 宅 地 及 び 物 び	件数					
		価額 (千円)					
合 計	件数	0	0	0	0	0	
	価額 (千円)	0	0	0	0	0	

備考

- 1 新規に免許を申請する者は、「最初の免許」の欄に「新規」と記入すること。
- 2 「組織変更」の欄には、合併又は商号若しくは名称の変更について記入すること。
- 3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。
- 4 「売買・交換」の欄には、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入すること。

申立書

〇〇年〇〇月〇〇日

近畿地方整備局長 殿

◎ 日付を記入すること。

所在地 大阪市中央区大手前1丁目5番44号
大阪合同ビル1階101号室

商号(名称) 株式会社国土交通プランニング

代表者氏名 代表取締役 国土交通 太郎

〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日までの〇年間について、宅地建物取引業を営んでおりましたが、下記理由により売買、媒介の実績がありませんでした。

記

(例) 引き合いは多数あったものの金額等の条件の折り合いがつかず、契約には至らなかったため。

6. 貸借対照表及び損益計算書について

1. 申請書提出時点で提出可能な最新の事業年度の1年分の書面を添付すること。
2. 新規申請で、法人設立後未だ第1期の決算が完了していないときは、理由書（見本4参照）及び開始貸借対照表を（見本5参照）を添付すること。
3. 「貸借対照表及び損益計算書」と「法人税の納税証明書」は同一の証明の期間のものを添付すること。

理 由 書

〇〇年〇〇月〇〇日

近畿地方整備局長 殿

◎ 日付を記入すること。

所 在 地 大阪市中央区大手前1丁目5番44号
大阪合同ビル1階101号室

商号（名称） 株式会社国土交通プランニング

代表者氏名 代表取締役 国土交通 太郎

当社は、〇〇年〇〇月〇〇日に設立し、決算日が〇月〇日のため、未だ第一期の決算期が到来しておらず、貸借対照表及び損益計算書並びに法人税の納付証明書が添付できません。

開始貸借対照表

◎ 法人設立日を記載。

〇〇年〇〇月〇〇日現在

資 産		負債・資本	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	5,000,000	資本金	5,000,000
合 計	5,000,000	合 計	5,000,000

上記のとおり相違ありません。

◎ 日付を記入すること。

〇〇年〇〇月〇〇日

所 在 地 大阪市中央区大手前1丁目5番44号
大阪合同ビル1階101号室

商 号 (名 称) 株式会社国土交通プランニング

代 表 者 氏 名 代表取締役 国土交通 太郎

7. 資産に関する調書（添付書類7）（個人のみ）

1. 資産・負債ともに他の事業の用に供するものや私生活に供するものも含める。
2. 日付は申請書提出日の3ヶ月以内のものとする。

添 付 資 料 (7)
資 産 に 関 す る 調 書

◎ 日付は、申請日前3ヶ月以内の時点とする。

〇〇年〇〇月〇〇日現在

資 産	価 格	摘 要
資 産		
現 金 預 金	50,000,000	
有 価 証 券	100,000,000	
未 収 入 金	0	
土 地	500,000,000	◎ 申請者が時価で見積もって記載すること。
建 物	50,000,000	
備 品	8,000,000	
権 利	0	
そ の 他	0	
計	708,000,000	
負 債		
借 入 金	5,000,000	
未 払 金	0	
預 り 金	0	
前 受 金	0	
そ の 他	0	
計	5,000,000	

備考

- 1 この調書は、個人の業者のみが記入すること。
- 2 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

◎ 個人申請の場合のみ添付すること。

資産・負債ともに他の事業のように供するものや私生活に供するものも含める。
なお、金額について明細の説明や内訳をお訊きする場合があります。

8. 法人税、所得税の納税証明書

1. 「納税証明書」は、申請者の納税地の税務署長が発行（所得（法人）税額の証明書で様式その1）したもの。
※複写したものは不可。
※府県税事務所が発行したものは不可。
2. 「納税証明書」は、
 - ア. 申請者が法人である場合は、取得可能な最新の事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証明したもの。
 - イ. 申請者が個人である場合は、直前1年の所得税額を証明したもの。
3. 申請書提出日において、発行後3ヶ月以内のものを添付すること。
※1 個人の新規申請の場合で、直前の勤務場所で源泉徴収されているときは、源泉徴収票1年分（支払者押印のもの）の添付でも可。
※2 「貸借対照表及び損益計算書」と「法人税の納税証明書」は同一の証明の期間のものを添付すること。
4. 新設法人で第1期の決算期が未到来のときは添付不要。

9. 誓約書（添付書類2）

1. 「誓約書」は、代表者が一括して誓約すること。

添付書類 (2)
誓約書

◎ 宅地建物取引業法第5条を事前に確認すること。

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人、法定代理人及び法定代理人の役員は、法第5条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

日付は必ず記載すること!

〇〇年〇〇月〇〇日

商号又は名称 株式会社国土交通プランニング

氏 名 代表取締役 国土交通 太郎

法定代理人

商号又は名称

氏 名

近畿地方整備局長 殿

10. 専任の宅地建物取引士設置証明書（添付書類3）

1. 「専任の宅地建物取引士設置証明書」は、代表者が一括して誓約すること。
2. 宅地建物取引業法第31条の3第1項については、事前によく確認すること。

○宅地建物取引業法

（宅地建物取引士の設置）

第三十一条の三 宅地建物取引業者は、その事務所その他国土交通省令で定める場所（以下この条及び第五十条第一項において「事務所等」という。）ごとに、事務所等の規模、業務内容等を考慮して国土交通省令で定める数の成年者である専任の宅地建物取引士を置かなければならない。

○宅地建物取引業法施行規則

第十五条の五の三 法第三十一条の三第一項の国土交通省令で定める数は、事務所にあつては当該事務所において宅地建物取引業者の業務に従事する者の数に対する同項に規定する宅地建物取引士（同条第二項の規定によりその者とみなされる者を含む。）の数の割合が五分の一以上となる数、前条に規定する場所にあつては一以上とする。

添付書類 (3)
専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31条の3第1項に規定する要件を備えていることを証明します。

日付は必ず記載すること!

〇〇年〇〇月〇〇日

近畿地方整備局長 殿

商号又は名称 **株式会社国土交通プランニング**

氏 名 **代表取締役 国土交通 太郎**

(法人にあつては代表者の氏名)

記

◎ 専任の宅地建物取引士を含んだ数を記載すること。
※「宅地建物取引業に従事する者の名簿」(添付書類8)と同じ数を記載すること。

事務所の名称	所在地	専任の宅地建物取引士の数	宅地建物取引業に従事する者の数
本店	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同ビル1階101号室	2名	10名
福井支店	福井市花堂南2-14-17	6名	20名
		名	名
		名	名
		名	名
		名	名

1.1. 宅地建物取引業に従事する者の名簿（添付書類8）

1. 「宅地建物取引業に従事する者の名簿」は、第三面で記載した事務所ごとに作成すること。
2. 1枚に書ききれないときは、同じ様式により追加記入すること。
3. 「業務に従事する者」については、「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」第31条の3第1項関係2を参照のうえ記入すること。

○宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方

第31条の3第1項関係1 事務所以外で専任の宅地建物取引士を置くべき場所について（規則第15条の5の2関係）

2 業務に従事する者の範囲について（規則第15条の5の3関係）

(1) 宅地建物取引業のみを営む者の場合について

原則として、代表者、役員（非常勤の役員を除く。）及びすべての従業員等が含まれ、受付、秘書、運転手等の業務に従事する者も対象となるが、宅地建物の取引に直接的な関係が乏しい業務に臨時的に従事する者はこれに該当しないこととする。

(2) 他の業種を兼業している者の場合について

代表者、宅地建物取引業を担当する役員（非常勤の役員及び主として他の業種も担当し宅地建物取引業の業務の比重が小さい役員を除く。）及び宅地建物取引業の業務に従事する者が含まれ、宅地建物取引業を主として営む者にあつては、全体を統括する一般管理部門の職員も該当することとする。

4. 「主たる職務内容」については、代表者又は役員である場合には役職名を記入し、それ以外の者については、総務、人事、経理、財務、企画、設計、広報、営業等に区分して記入すること。
5. 「宅地建物取引士であるか否かの別」については、
 - ア. 専任の宅地建物取引士…○印をつけ[]内に登録府県名及び登録番号を記入すること。
 - イ. 専任以外の宅地建物取引士…[]内に登録府県名及び登録番号を記入すること。
 - ウ. 宅地建物取引士でないもの…記入不要

12. 事務所を使用する権原に関する書面（添付書類5）

1. 様式内下段の「備考欄」を参照のうえ、記載すること。
2. 「所在地」には、ビル名、階数及び部屋番号まで記入すること。
3. 「契約相手」とは、申請者からみた契約の相手方である。
4. 賃貸契約等で契約期間の自動更新条項があるときは、「契約期間」欄に「自動更新」と付記すること。

※平成30年10月1日受付分から、従前より求めていた事務所の所有や使用权を確認する書類は不要です。ただし審査時に疑義が生じた場合は別途上記書類を求める場合があります。

添 付 資 料 (5)
事務所を使用する権原に関する書面

事 項	所 有 者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用途
(事務所名) 本店 (所在地) 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同ビル1階101号室	(株)国土交通プランニング 代表取締役 国土交通 太郎					
(事務所名) 福井支店 (所在地) 福井市花堂南2-14-17	(株)福井ハウス 代表取締役 福井 一郎	(株)福井ハウス 代表取締役 福井 一郎	平成 16年4月1日	平成 16年4月1日 ～ 平成 18年3月31日 (自動更新)	賃貸借契約	事務所
(事務所名)						
(所在地)						
(事務所名)						
(所在地)						
(事務所名)						
(所在地)						

上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。
〇〇年〇〇月〇〇日

日付は必ず記載すること！

商号又は名称 **株式会社国道交通プランニング**

氏 名 **代表取締役 国土交通 太郎**

◎ 建物名、階数、部屋番号等、事務所の所在地を具体的に明記すること。

◎ 賃貸借契約等で契約期間の自動更新があれば、「契約期間」欄に「自動更新」と付記すること。

備 考

- 1 「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名（法人の代表者名を含む。）を記入すること。
- 2 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。
 - ① 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。
 - ② 「用途」の欄は、登記事項証明書、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途（住居、事務所等）について記入すること。

13. 事務所付近の地図

1. 「事務所付近の地図」は、第三面で記載した事務所ごとに作成すること。
2. 事務所名、事務所の所在地を明記し、最寄りの交通機関（駅・バス停）、公共、公益施設の位置を明示すること。
3. 最寄りの交通機関（駅・バス停）からの距離（例：〇〇駅より徒歩〇分など）を記載すること。



本店
大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同ビル
地下鉄天満橋駅③番出口より徒歩3分

◎ 事務所名、事務所の所在地を明記し、最寄りの交通機関(駅、バス停)、公共・公益施設の位置を明示すること。

1 4 . 事務所の写真

1. 申請時点で3ヶ月以内に撮影したものを添付すること。

※撮影年月日を必ず記載すること。

2. 写真は切断しないこと。ただし、つなぎ合わせる場合は除きます。

3. 室内の状況等が明瞭な写真を添付すること。

※室内の状況が不明な場合には、必要に応じて追加の写真を指示する場合があります。

4. 写真には、建物の外観、事務所の入口、事務所内の状況（執務室、応接室、打合せ場所など）、業者票及び報酬額表の掲示状況（新規の場合は不要）を明確に確認できる写真を添付すること。

ア. 事務所の外観

建物全体が確認できる写真を撮影すること。

イ. 事務所の入口

事務所がビルの一室になっている場合には、事務所の入口のほかにビルの入口、メールボックス及びテナント表示等で階数が分かる写真を撮影すること。

ウ. 事務所内の状況

執務室・応接室等事務所全体のつながりが分かるよう写真を撮影すること。

エ. 業者票・報酬額表（新規の場合は不要）

業者票・報酬額表については、掲示されている様子が分かる遠景の写真を撮影するとともに、その記載内容の文字が判別できる近景の写真も併せて撮影すること。

業者票については、申請時点に設置されている宅地建物取引士が、正確に記載されているか確認する。

事務所の写真

撮影年月日： ○○年○○月○○日

事務所の名称： 本店

- ◎ **申請書受付時点で3ヶ月以内**に撮影したものを添付すること。
※撮影年月日は**必ず記載**すること。
 - ◎ 従たる事務所新設の場合は、業務開始後の写真を添付すること(変更申請の場合)。
 - ◎ 写真は切断しないこと(つなぎ合わせる場合を除く。)
 - ◎ 室内の状況が明瞭な写真を添付すること。
※室内の状況が不明な場合には、必要に応じて追加の写真を指示する場合があります。
 - ◎ 写真には、事務所の外観、事務所の入口、事務所内の状況(執務室、応接室、会議室、打合せ場所など)、業者票及び報酬額表の掲示状況(新規の場合は不要)を明確に確認できる写真を添付すること。
- 事務所の外観
建物全体が確認できる写真を撮影すること。
 - 事務所の入口
事務所がビルの一室になっている場合には、事務所の入口のほかにビルの入口、メールボックス及びテナント表示等で階数が分かる写真を撮影すること。
 - 事務所内の状況
執務室・応接室等事務所全体の繋がりが分かるよう写真を撮影して下さい。店舗については事務所のフロア図を添付するとともに、宅地建物取引業とその他の業務のスペースの区分についても記載すること(事務所のフロア図「記載例」参照)。
 - 業者票・報酬額表(新規の場合は不要)
業者票・報酬額表については、掲示されている場所が分かる写真を撮影するとともに、その記載内容が判別できる写真も併せて撮影すること。

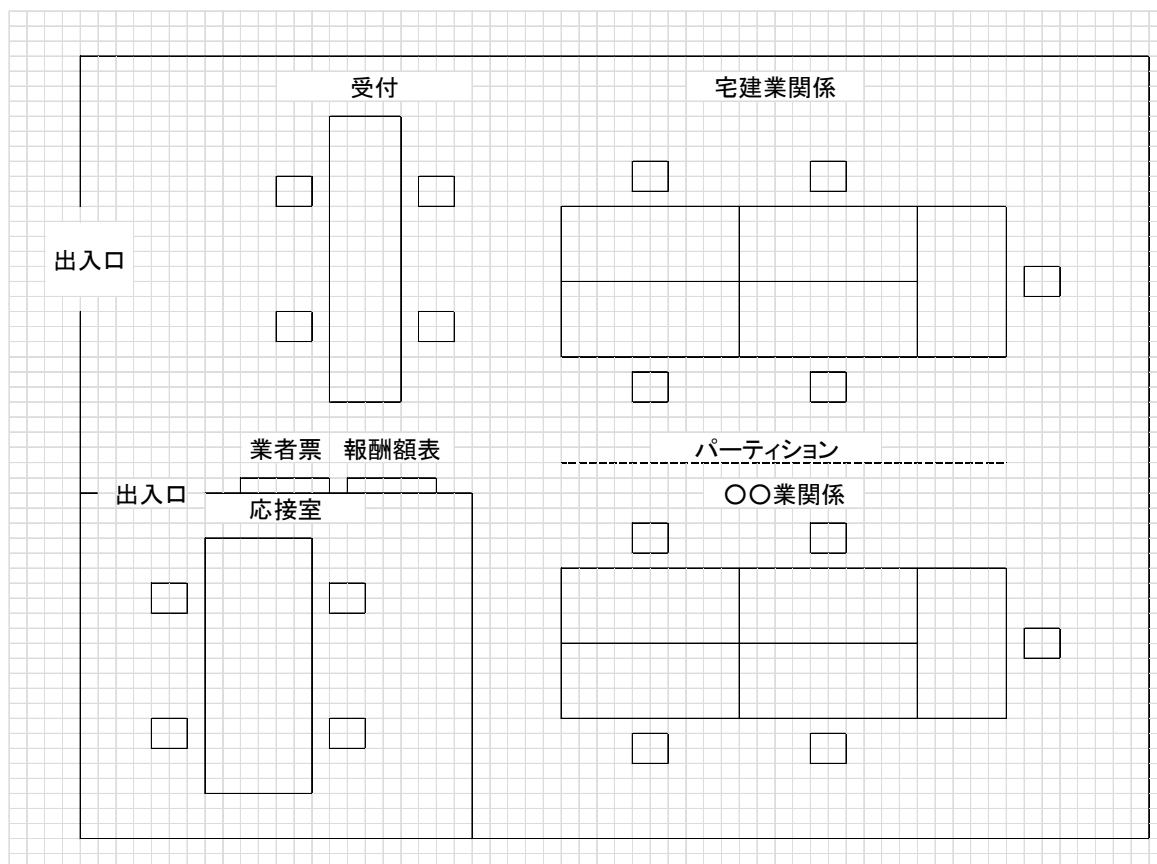
15. 事務所のフロア図

1. 執務場所、応接室、接客スペースなどの配置がわかるように作成すること。
2. 業者票、報酬額表の掲示されている場所を記載すること。
3. 他の業種と兼業する場合、宅地建物取引業の配置状況、他の業種との区分状況を記載すること。
4. フロアが分割されている場合には、フロア毎に作成すること。
5. 既存の建物配置図等を使用することも可

事務所のフロア図

- ◎ 執務場所、応接室、接客スペースなどの配置がわかるよう作成すること。
- ◎ 業者票、報酬額表の掲示されている場所を記載すること。
- ◎ 他の業種と兼業する場合、宅建業の配置状況、他の業種との区別状況を枠線で囲むなどして記載すること。
- ◎ フロアが分割されている場合は、フロア毎に作成すること。
- ※ 既存の建物配置図等を使用することも可

<記載例>



16. 代表者の住民票（個人のみ）

1. 個人申請のみ添付すること。
2. 住所地の市区町村が発行したもので、申請書受付日から3ヶ月以内に発行されたものを添付すること。

17. 身分証明書及び登記されていないことの証明書

1. 添付が必要な人

- ア. 代表者
- イ. 申請法人の役員（監査役を含む）
- ウ. 代表執行役、執行役（委員会設置会社）
- エ. 政令第2条の2で定める使用人
- オ. 専任の宅地建物取引士
（※申請日が令和6年5月25日以降のものから添付不要となります）

カ. 相談役及び顧問

- ※ 同一人が兼職のときは1枚で可。代表者が未成年のときは、法定代理人（両親等）の身分証明書及び関係が確認できる書類（戸籍謄本等）を添付すること。

2. 日本国籍を有する方は、本籍を置いている市区町村で発行する「成年被後見人・被保佐人とみなされる者（禁治産者・準禁治産者）でない旨、破産者でない旨の証明書」及び東京法務局発行の「成年被後見人・被保佐人として登記されていないことの証明書」を添付すること。

また、「成年被後見人・被保佐人として登記されていないことの証明書」において、住所欄の記載は省略しないこと。

本籍地欄を記載する場合は、「成年被後見人・被保佐人とみなされる者（禁治産者・準禁治産者）でない旨、破産者でない旨の証明書」に記載の本籍地と一致させること。

3. 外国籍の方は、居住地の市区町村で発行する「住民票（国籍・在留カード等の番号の記載があるもの）」及び東京法務局発行の「成年被後見人・被保佐人として登記されていないことの証明書」を添付すること。

4. いずれの書面も免許申請受付時点で発行後3ヶ月以内のものを添付すること。

- ※ これらの書面のうち「成年被後見人・被保佐人とみなされる者でない旨の証明」及び「成年被後見人・被保佐人として登記されていないことの証明」は、「契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書」によることも可能です。

「登記されていないことの証明書」の問合せ先

〒102-8225 東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎 (7 階)

東京法務局 後見登録課 TEL 03-5213-1234

又は、最寄りの法務局の支所等へ

営業保証金供託済届出書

1. 郵送での提出は不可です。
2. 営業保証金供託済届出書には、供託書の写しを添付して下さい。
3. 供託書原本を持参し、近畿地方整備局の窓口へ提示して下さい。
4. 保証協会に加入され、弁済業務保証金分担金を納付される方は、本届きは不要です。

4:1:0

営業保証金供託済届出書

◎ 日付は記入する

〇〇年〇〇月〇〇日

◎ ビル名及び室番号まで記載すること。

近畿地方整備局長 殿

商号又は名称 株式会社国土交通プランニング
 郵便番号 〒540-8841
 主たる事務所の所在地 大阪市中央区大手前1丁目5番44号
 大阪合同ビル1階101号室
 氏名 代表取締役 国土交通 太郎
 (法人にあっては、代表者の氏名)
 電話番号 06-6942-1141
 ファクシミリ番号 06-6942-1141

下記のとおり、宅地建物取引業に係る営業保証金を供託いたしましたので、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して届け出ます。

◎ 都道府県コード

◎ 免許番号(右詰)

受付番号
* : : : : :

受付年月日
* : : : : :

届出時の免許証番号
8:8 (01) 8:8:8:8:8:8

供託の原因 1	1. 新規免許の取得 (法第25条) 2. 事務所の新設 (法第26条) 3. 不足額の発生 (法第28条) 4. 保管替え等 (法第29条) 5. 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失 (法第64条の15) 6. 変換 (差し替え)	
供託番号	供託年月日	供託所
H 2:9 年度 1. 金 2. 証 3. 国 第 8:8:8:8:8:8 号	平成29年〇〇月〇〇日	大阪 法務局 支局 出張所
金 銭 の 場 合 の 供 託 額 (円)	1:5:0:0:0:0:0:0	
有 価 証 券 の 場 合 の 供 託 額	額面	円
有価証券の場合の営業保証金に充当される額 (円)		
振替国債の場合の供託額 (円)		
変換の場合には、返還前の供託物に関する事項	供 託 番 号	供託年月日
	年度 1. 金 2. 証 3. 国 第 : : : : : 号	年 月 日
	年度 1. 金 2. 証 3. 国 第 : : : : : 号	年 月 日
今回の供託に係る事務所に関する事項	名 称	所 在 地
	本店 福井支店	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同ビル1階101号室 福井県福井市花堂南2丁目14-7

◎ 供託年月日は「供託金の受領を証する日」を記載して下さい。

確認欄
*